

## 福祉系高校修学資金 返還免除対象業務一覧

対象となる事業所・施設種別	対象となる職種
訪問介護	介護職員等、主たる業務が介護等の業務 (相談業務、施設長業務は含まない)
訪問入浴介護	
通所介護	
通所リハビリテーション	
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	
特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型通所介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
第一号訪問事業	
第一号通所事業	

※福岡県内において、一覧に記載の業務に従事を開始した際には、返還猶予申請をしてください。

（週20時間以上、1年あたり180日以上継続従事を前提としています。）

※派遣は対象にはなりません。

※介護福祉士資格を取得し、かつ福岡県内で返還免除対象業務に従事した日から、3年間（在職期間が通算1,095日以上かつ業務に従事した日数が540日以上）返還免除対象業務に継続従事した際には、返還免除申請が必要です。

上記一覧以外の従事先であっても、高校卒業後、介護福祉士・社会福祉士国家試験の受験要件として定められている「実務経験の範囲」の福祉分野（児童分野・障がい福祉分野等。詳しくは「社会福祉振興・試験センター」ホームページ参照。）で介護業務等に従事した場合は、返還猶予申請をしてください。本会で「福祉系高校修学資金返還充当資金」へ貸付額を移行のうえ、返還免除対象期間として算定します（審査があります）。ただし、返還充当資金移行後、3年に満たずに上記一覧の事業所・施設での業務従事に変更となった場合は、全額返還となります。